**県連が行う公認級位、公認段位審査基準について**

**１０級から２級までの審査基準**

|  |  |
| --- | --- |
| 形 | 組　手 |
| 平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、撃砕（一）、撃砕（二）など基本形又は第一指定指定形の中から受審者が一つ選んで実施する。 | 約束組手または自由組手１回  （安全具使用、時間適宣） |

**１級の審査基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 移動基本（左前構えから始める） | 形 | 組　手 |
| １本目　順突（前進５本）  　　　　上段受け逆突（後進５本）  ２本目　逆突（前進５本）  　　　　中段受け逆突（後進５本）  ３本目　前蹴り（前進５本）  　　　　下段受け逆突（後進５本） | 平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、撃砕（一）、撃砕（二）など基本形又は第一指定指定形の中から受審者が一つ選んで実施する。 | 自由組手１回  （安全具使用）  （時間適宣） |

※後.進は前屈立ちか四股立ちとする。

※前蹴りは前蹴りをして逆突きをする。

**段位審査基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受　審　段　位 | 形 | 組　手 |
| 初段（少年・一般） | 第１指定形、第２指定形より一つ受審者が選んで実施する。 | 自由組手１回（安全具使用）  （時間流し１分） |
| 二段（少年・一般） | 第１指定形、第２指定形より一つと得意形より一つ受審者が選んで実施する。 | 自由組手２回（安全具使用）  （時間流し１分） |
| 三段 |

※自由組手の内容によっては、審査長の判断により終了させる。

※1級及び段位受審者で約束組手を希望する者は、診断書を提出すること。

※受審者は、会派・所属団体等の名称がある空手衣はテープ等でかくして受審すること。